

かすみがうら市地域ポイント取扱店募集要領

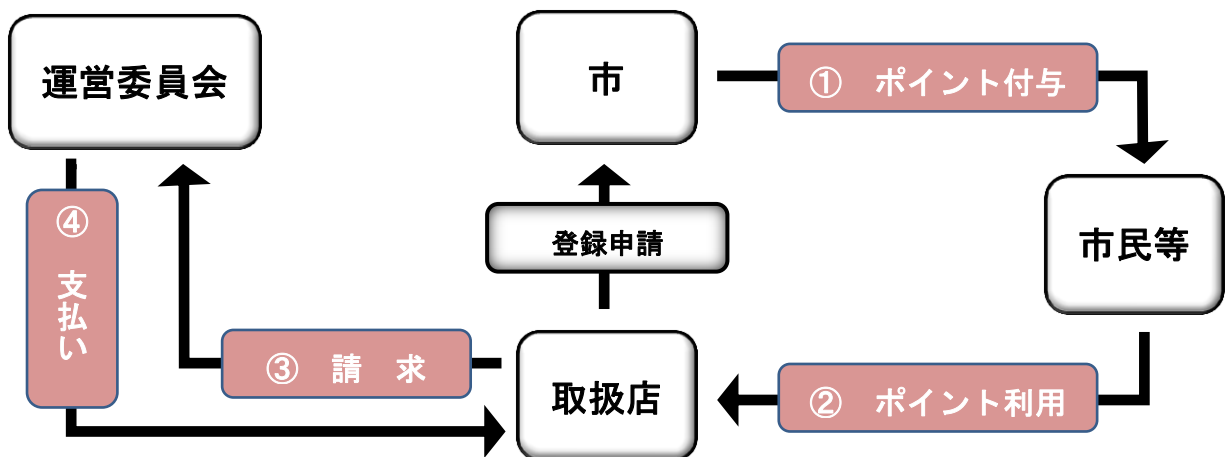
1 事業の目的

かすみがうら市が実施する各種事業等との連携によって、定住人口や交流人口の増加及び消費喚起を促すことにより、市内経済の活性化に寄与することを目的とします。

2 事業の概要

- 事業の名称 かすみがうら市地域ポイント事業
- 事業の主体 かすみがうら市
- 地域ポイント 地域ポイントは、スマートフォン又はタブレット端末の専用アプリケーション（以下「専用アプリ」という。）を使用することにより取り扱います。地域ポイントの付与、利用、取扱店の請求については、専用アプリでポイントの移行を行います。

【地域ポイント事業イメージ】



- ① 地域ポイントは、市が実施する事業のうち、地域ポイントの対象とする事業に参加した市民等に、専用アプリを介して一定のポイントが付与します。
- ② 地域ポイントの利用は、地域ポイント取扱店として登録された店舗・事業所等において、商品の購入やサービスの提供等の対価を支払うときに利用することができます。地域ポイントが付与された者から専用アプリを介して取扱店へ地域ポイントを移行することにより、当該対価から移行されたポイント数に応じた金額を値引きします。利用できるポイント数は1ポイント単位とし、1ポイントを1円として換算します。
- ③ 取扱店は、運営委員会に専用アプリを介した所定の手続きによりポイントを移行することで、地域ポイントの請求をします。
- ④ 運営委員会は、取扱店から請求された地域ポイントを金額に換算し、取扱店に支払います。

3 取扱店の登録要件等

○登録資格

- ① 店舗・事業所等がかすみがうら市内に設置されている。
- ② 申請者はかすみがうら市地域ポイント事業実施要綱及び本要領の規定を遵守することができる者である。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う店舗・事業所等でない。
- ④ 特定の宗教・政治団体が関わる店舗・事業所等でない。
- ⑤ 公序良俗に反する営業を行う店舗・事業所等でない。
- ⑥ 申請者や役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者でない。
- ⑦ 当該事業の目的に不相当と判断される店舗・事業所等でない。

4 取扱店の登録申請

○申請期間 平成 30 年 3 月 1 日から随時

○申請方法 アプリをダウンロードし、アプリ上で取扱店情報を仮登録したのち、地域ポイント取扱店登録申請書兼誓約書に必要な事項を記入のうえ、郵送、直接持参のいずれかにより提出してください。

【 提出先 】

〒300-0192 かすみがうら市大和田 562

かすみがうら市都市産業部観光商工課

Tel 0299-59-2111、029-897-1111

Fax 029-897-1478

E-mail kankouka@city.kasumigaura.ibaraki.jp

○費用 申請及び登録は無料とします。

○登録審査 申請書を審査し、登録の可否を決定します。登録の可否に係わらず地域ポイント取扱店登録決定通知書により通知します。

○その他 複数の店舗・事業所等を申請する者は、店舗・事業所等ごとに申請書を提出してください。

5 取扱店の遵守事項

- ① ポイント利用者に対し、地域ポイントの換金を行わない。
- ② 地域ポイントの再利用・再流通をしない。
- ③ ポイント利用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店側の責に帰すると認められる場合には、取扱店自らが解決に努める。
- ④ 地域ポイントの取扱に関して、市長からの要請等があった場合にはそれに従う。

⑤ ポイント利用者から地域ポイント利用の申出があったときは、これを拒否しない。

6 地域ポイントの利用できない商品及び支払い等

- ① 換金性の高いもの（商品券、切手、プリペイドカード、印紙等）
- ② 国や地方公共団体等への支払い（税金、公共料金等）
- ③ たばこ
- ④ 取扱店自らの事業活動に伴い発生した買掛金・未払金
- ⑤ 金融・保険業に関するもの（金融機関、貸金業、保険会社、証券会社など）
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ 反社会的勢力との関係が認められる事業所等への支払い

7 地域ポイントの請求

地域ポイントは、月ごとに所定の手続きにより運営委員会へ請求をしていただくことを原則としますが、複数月分を一括して請求することも可とします。

8 地域ポイントの有効期限

地域ポイントの有効期限は、取り扱った日の翌日から 1 年間とし、この期間内に請求がされなかったときはその効力を失います。ただし、この期間内に新たに地域ポイントの取扱を行ったときは、取扱店が保有するすべてのポイントの有効期限をその履歴の最新の日の翌日から 1 年間とします。

9 取扱店の脱退・登録取消

取扱店の登録から脱退する場合は、市長に対し地域ポイント取扱店登録取消届を提出していただきます。また、取扱店の要件を満たさないと判断したとき又は、ポイント事業を取り扱う事業者として適格でないと判断したときは取扱店の登録を取り消す場合があります。